

宮城県地域防災計画 [震災対策編⇒地震災害対策編] 新旧対照表

修 正 前 (震災対策編)	修 正 後 (地震災害対策編)	備 考
<p>宮城県地域防災計画 [震災対策編]</p> <p>平成 16 年 6 月</p> <p>宮城県防災会議</p>	<p>宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] (案)</p> <p>平成 年 月</p> <p>宮城県防災会議</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】目次

目 次

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】		
<目次>		
<p>第1章 総則——— 1- 1</p> <p> 第1節 計画の目的と構成——— 1- 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 計画の目的 · 第2 計画の性格 · 第3 計画の修正 ・第4 計画の構成 · 第5 基本方針 <p> 第2節 各機関の役割と業務大綱——— 1- 6</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 組織 · 第3 各機関の役割 · 第4 防災機関の業務大綱 <p> 第3節 宮城県を取り巻く地震環境——— 1- 17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 宮城県の地質、地形 · 第2 宮城県内の活断層 ・第3 宮城県内の地震観測体制 · 第4 宮城県の地震被害 ・第5 東日本大震災の地震の概況 <p> 第4節 対象とする地震——— 1- 35</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 想定される地震の設定と対策の基本的考え方 ・第2 想定される地震の考え方 · 第3 地震被害想定について <p>第2章 災害予防対策——— 2- 1</p> <p> 第1節 総則——— 2- 1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 東日本大震災の主な特徴 · 第2 基本的考え方 ・第3 想定される地震の考え方 <p> 第2節 地震に強いまちの形成——— 2- 3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 基本的な考え方 · 第3 地震に強い都市構造の形成 ・第4 揺れに強いまちづくりの推進 · 第5 地震防災緊急事業五箇年計画 ・第6 長寿命化計画の作成 · 第7 石油コンビナート等防災計画への対応 <p> 第3節 地盤にかかる施設等の灾害対策——— 2- 7</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 土砂災害防止対策の推進 · 第3 地すべり等防止事業 ・第4 急傾斜地崩壊防止施設 · 第5 砂防設備 · 第6 治山施設 ・第7 農業施設等 · 第8 宅地造成規制 · 第9 液状化対策の推進 ・第10 地盤沈下防止 <p> 第4節 海岸保全施設等の整備——— 2- 11</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 海岸保全施設等の整備 · 第3 河川管理施設 ・第4 ダム施設 · 第5 農地、農業施設 · 第6 港湾・漁港等の施設 <p> 第5節 交通施設の灾害対策——— 2- 14</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 道路施設 · 第3 港湾施設 · 第4 渔港施設 ・第5 空港施設 · 第6 鉄道施設 · 第7 地下鉄施設 <p> 第6節 都市の防災対策——— 2- 17</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 市街地再開発事業等の推進 ・第3 土地区画整理事業の推進 · 第4 都市公園施設 	<p>第7節 建築物等の耐震化対策——— 2- 18</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 公共建築物 · 第3 一般建築物 ・第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策 · 第5 ブロック塀等の安全対策 ・第6 落下物防止対策 · 第7 建物内の安全対策 ・第8 高層建築物における安全対策 · 家屋被害認定の迅速化 <p>第8節 ライフライン施設等の予防対策——— 2- 23</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 水道施設 · 第3 下水道施設 · 第4 工業用水道施設 ・第5 電力施設 · 第6 ガス施設 · 第7 電信・電話施設 ・第8 共同溝・電線共同溝の整備 <p>第9節 危険物施設等の予防対策——— 2- 29</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 各施設の予防対策 · 第3 危険物施設 ・第4 高圧ガス施設 · 第5 火薬類製造施設等 ・第6 毒物・劇物貯蔵施設 <p>第10節 防災知識の普及——— 2- 31</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 防災知識の普及、徹底 ・第3 学校等教育機関における防災教育 · 第4 県民の取組 ・第5 防災指導員の養成 · 第6 災害教訓の伝承 <p>第11節 地震防災訓練の実施——— 2- 39</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 防災訓練の実施とフィードバック · 第3 県の防災訓練 ・第4 市町村の防災訓練 · 第5 防災関係機関の防災訓練 ・第6 通信関係機関の非常通信訓練 · 第7 学校等の防災訓練 ・第8 企業の防災訓練 <p>第12節 自主防災組織の育成——— 2- 43</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割 ・第3 自主防災組織の育成・指導 · 第4 自主防災組織の活動 <p>第13節 ボランティアの受入れ——— 2- 46</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 ボランティアの役割 ・第3 災害ボランティア活動の環境整備 · 第4 専門ボランティアの登録 ・第5 一般ボランティアの受入れ体制 ・第6 日本赤十字社宮城県支部の赤十字防災ボランティアセンター設置 <p>第14節 企業等の防災対策の推進——— 2- 51</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 企業等の役割 · 第3 企業等の防災組織 <p>第15節 地震調査研究等の推進——— 2- 53</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 県における調査 · 第3 調査研究の連携強化 ・第4 被災原因の分析及びフィードバック ・第5 防災対策研究の国際的な情報発信 <p>第16節 情報通信網の整備——— 2- 54</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1 目的 · 第2 県における災害通信網の整備 ・第3 市町村における災害通信網の整備 ・第4 防災関係機関における災害通信網の整備 · 第5 放送施設の整備 	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】目次

目 次

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】		
<p>第17節 職員の配備体制————— 2- 65 • 第1 目的 • 第2 県の配備体制 • 第3 市町村の配備体制 • 第4 防災関係機関等の配備体制 • 第5 防災担当職員の育成 • 第6 人材確保対策 • 第7 マニュアルの作成 • 第8 業務継続計画 (B C P)</p> <p>第18節 防災拠点等の整備————— 2- 72 • 第1 目的 • 第2 防災拠点の整備 • 第3 防災拠点機能の確保・充実 • 第4 ヘリポートの整備 • 第5 防災用資機材等の整備 • 第6 防災用資機材の確保対策</p> <p>第19節 相互応援体制の整備————— 2- 75 • 第1 目的 • 第2 相互応援体制の整備 • 第3 市町村間の応援協定 • 第4 県による市町村への応援 • 第5 消防機関における消防相互応援体制等の整備 • 第6 医療相互応援体制の整備 • 第7 他都道府県との応援体制の整備 • 第8 緊急消防援助隊の受け入れ体制の整備 • 第9 警察災害派遣隊の編成 • 第10 TEC-FORCE (緊急災害対策派遣隊: 国土交通省) との連携体制 • 第11 自衛隊との連携体制 • 第12 非常時連絡体制の確保 • 第13 資機材及び施設等の相互利用 • 第14 救援活動拠点の確保 • 第15 関係団体との連携強化</p> <p>第20節 医療救護体制の整備————— 2- 81 • 第1 目的 • 第2 医療救護体制の整備 • 第3 情報連絡体制の整備 • 第4 医薬品等及び輸血用血液の備蓄・供給体制 • 第5 医療救護活動に係る研修や訓練の実施 • 第6 心のケアの専門職からなるチームの整備</p> <p>第21節 火災予防対策————— 2- 93 • 第1 目的 • 第2 出火防止, 火災予防の徹底 • 第3 消防力の強化 • 第4 消防水利の整備 • 第5 消防計画の充実強化 • 第6 海上における火災の防止</p> <p>第22節 緊急輸送体制の整備————— 2- 96 • 第1 目的 • 第2 緊急輸送ネットワークの形成 • 第3 緊急輸送道路の確保 • 第4 臨時ヘリポートの確保 • 第5 建物屋上の対空表示(ヘリサイン)の整備 • 第6 緊急輸送体制 • 第7 港湾・漁港機能の確保</p> <p>第23節 避難対策————— 2-100 • 第1 目的 • 第2 徒歩避難の原則の周知 • 第3 避難場所の確保 • 第4 避難路の確保 • 第5 避難路等の整備 • 第6 避難誘導体制の整備 • 第7 災害時要援護者の支援方策 • 第8 教育機関における対応 • 第9 避難計画の作成 • 第10 避難に関する広報</p> <p>第24節 避難収容対策————— 2-106 • 第1 目的 • 第2 避難所の確保 • 第3 避難の長期化対策 • 第4 避難所における愛護動物の対策 • 第5 応急仮設住宅対策 • 第6 帰宅困難者対策 • 第7 被災者等への情報伝達体制等の整備 • 第8 孤立集落対策</p>	<p>第25節 食料, 飲料水及び生活物資の確保————— 2-114 • 第1 目的 • 第2 県民等のとるべき措置 • 第3 食料及び生活物資等の供給計画の策定 • 第4 食料及び生活物資等の備蓄 • 第5 食料及び生活物資等の調達体制 • 第6 食料及び生活物資等の輸送体制の整備 • 第7 燃料の確保</p> <p>第26節 災害時要援護者・外国人対応————— 2-121 • 第1 目的 • 第2 高齢者, 障害者等への対応 • 第3 外国人対応 • 第4 旅行客への対応</p> <p>第27節 複合災害対策————— 2-127 • 第1 目的 • 第2 複合災害の応急対策への備え • 第3 複合災害に関する防災活動</p> <p>第28節 廃棄物対策————— 2-129 • 第1 目的 • 第2 処理体制 • 第3 主な措置内容</p> <p>第29節 積雪寒冷地域における地震災害予防————— 2-131 • 第1 目的 • 第2 除雪体制等の整備 • 第3 避難所体制の整備 • 第4 スキー場利用客対策</p> <p>第3章 災害応急対策————— 3- 1</p> <p>第1節 情報の収集・伝達————— 3- 1 • 第1 目的 • 第2 緊急地震速報 • 第3 地震・津波情報 • 第4 災害情報収集・伝達 • 第5 通信・放送手段の確保</p> <p>第2節 災害広報活動————— 3- 15 • 第1 目的 • 第2 社会的混乱の防止 • 第3 県の広報 • 第4 市町村の広報 • 第5 防災関係機関の広報</p> <p>第3節 防災活動体制————— 3- 18 • 第1 目的 • 第2 初動対応の基本的考え方 • 第3 県の活動 • 第4 市町村の活動 • 第5 警察の活動 • 第6 消防機関の活動 • 第7 防災関係機関の活動 • 第8 県, 市町村, 国及び関係機関の連携 • 第9 複合災害発生時の体制</p> <p>第4節 相互応援活動————— 3- 25 • 第1 目的 • 第2 市町村間の相互応援活動 • 第3 県による応援活動 • 第4 県内消防機関の相互応援活動 • 第5 他都道府県からの応援活動 • 第6 緊急消防援助隊の応援要請及び受け入れ • 第7 警察災害派遣隊の応援活動 • 第8 広域的な応援体制 • 第9 受入れ体制の確保 • 第10 他県等への応援体制</p> <p>第5節 災害救助法の適用————— 3- 30 • 第1 目的 • 第2 災害救助法の適用 • 第3 救助の実施の委任</p> <p>第6節 自衛隊の災害派遣————— 3- 32 • 第1 目的 • 第2 災害派遣の基準及び要請の手続き • 第3 県・市町村と自衛隊との連絡 • 第4 派遣部隊の活動内容 • 第5 派遣部隊の受け入れ体制 • 第6 派遣部隊の撤収 • 第7 経費の負担</p>	

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】目次

目 次

宮城県地域防災計画【地震災害対策編】

第 7 節 救急・救助活動	3- 39	第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	3- 81
・第 1 目的・第 2 県の活動・第 3 警察の活動・第 4 市町村の活動		・第 1 目的・第 2 食料・物資等調達体制の整備・第 3 流通在庫備蓄	
・第 5 消防機関の活動・第 6 第二管区海上保安本部の活動		・第 4 食料・第 5 飲料水・第 6 生活物資・第 7 物資の輸送体制	
・第 7 住民及び自主防災組織等の活動・第 8 救急・救助活動への支援		・第 8 義援物資の受入れ、配分・第 9 燃料の調達・供給	
・第 9 慘事ストレス対策		第 18 節 防疫・保健衛生活動	3- 88
第 8 節 医療救護活動	3- 42	・第 1 目的・第 2 防疫・第 3 保健対策・第 4 食品衛生対策	
・第 1 目的・第 2 災害に関する情報の収集及び伝達		第 19 節 遺体等の搜索・処理・埋葬	3- 91
・第 3 医療救護体制・DMA T・医療救護班の派遣・受入れ体制		・第 1 目的・第 2 遺体等の搜索・第 3 遺体の処理、収容	
・第 4 災害時後方医療体制・第 5 救急患者等の搬送体制		・第 4 遺体の火葬、埋葬	
・第 6 医薬品等及び輸血用血液の供給体制		第 20 節 廃棄物処理活動	3- 93
・第 7 在宅要医療患者の医療救護体制		・第 1 目的・第 2 災害廃棄物の処理・第 3 処理体制・第 4 処理方法	
第 9 節 消火活動	3- 50	・第 5 推進方策	
・第 1 目的・第 2 消火活動の基本・第 3 県の対応		第 21 節 社会秩序維持活動	3- 95
・第 4 市町村の対応・第 5 消防機関の活動・第 6 事業所の活動		・第 1 目的・第 2 生活必需品の物価監視・第 3 警察の活動	
・第 7 自主防災組織の活動・第 8 県民の活動		・第 4 第二管区海上保安本部の活動	
・第 9 被災地域以外からの応援		第 22 節 教育活動	3- 97
第 10 節 交通・輸送活動	3- 54	・第 1 目的・第 2 避難措置・第 3 学校等施設等の応急措置	
・第 1 目的・第 2 県の活動・第 3 市町村の活動		・第 4 教育の実施・第 5 心身の健康管理・第 6 学用品等の調達	
・第 4 防災関係機関の活動・第 5 陸上交通の確保・第 6 海上交通の確保		・第 7 給食・第 8 修学支援・第 9 通学手段の確保	
第 11 節 ヘリコプターの活動	3- 62	・第 10 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	
・第 1 目的・第 2 活動体制・第 3 活動内容・第 4 活動拠点		・第 11 災害応急対策への生徒の協力・第 12 文化財の応急措置	
・第 5 安全運航体制の確保・第 6 応援ヘリコプター		第 23 節 防災資機材及び労働力の確保	3-101
第 12 節 避難活動	3- 65	・第 1 目的・第 2 緊急使用のための調達・第 3 労働者の確保	
・第 1 目的・第 2 避難の勧告又は指示		・第 4 労働者の供給・第 5 応援要請による技術者等の動員	
・第 3 避難の勧告又は指示の内容及び周知・第 4 避難誘導		・第 6 従事命令等による応急措置の業務	
・第 5 避難所の開設及び運営・第 6 避難長期化への対処・第 7 帰宅困難者対策		第 24 節 公共土木施設等の応急対策	3-103
・第 8 孤立集落の安否確認対策・第 9 広域避難者への支援		・第 1 目的・第 2 道路施設・第 3 海岸保全施設・第 4 河川管理施設	
・第 10 在宅避難者への支援		・第 5 砂防・地すべり・治山関係施設・第 6 ダム施設・第 7 港湾施設	
第 13 節 応急仮設住宅等の確保	3- 72	・第 8 漁港施設・第 9 空港施設・第 10 鉄道施設・第 11 地下鉄施設	
・第 1 目的・第 2 応急仮設住宅(プレハブ仮設住宅)の整備と維持管理		・第 12 農地、農業施設・第 13 都市公園施設・第 14 廃棄物処理施設	
・第 3 公営住宅の活用等・第 4 民間賃貸住宅の活用等		・第 15 被災建築物、被災宅地に関する応急危険度判定などの実施	
・第 5 応急仮設住宅の入居者等への支援体制の整備		・第 16 県自らが管理又は運営する施設に関する方針	
・第 6 住宅の応急修理・第 7 支援制度に関する情報提供		第 25 節 ライフライン施設等の応急復旧	3-115
第 14 節 相談活動	3- 75	・第 1 目的・第 2 水道施設・第 3 下水道施設・第 4 工業用水道施設	
・第 1 目的・第 2 県の相談活動・第 3 市町村の相談活動		・第 5 電力施設・第 6 ガス施設・第 7 電信・電話施設	
・第 4 専門職による相談の実施		第 26 節 危険物施設等の安全確保	3-121
第 15 節 災害時要援護者・外国人対応	3- 77	・第 1 目的・第 2 住民への広報・第 3 危険物施設・第 4 高圧ガス施設	
・第 1 目的・第 2 高齢者・障害者等への対応・第 3 外国人対応		・第 5 火薬類製造施設等・第 6 毒物・劇物貯蔵施設・第 7 環境モニタリング	
・第 4 旅行客への対応		第 27 節 農林水産業の応急対策	3-125
第 16 節 愛玩動物の収容対策	3- 80	・第 1 目的・第 2 農業・第 3 林業・第 4 水産業	
・第 1 目的・第 2 被災地域における動物の保護		第 28 節 二次災害防止対策・複合災害防止対策	3-128
・第 3 避難所における動物の適正な飼育・第 4 仮設住宅における動物の適正な飼育		・第 1 目的・第 2 二次災害の防止活動・第 3 風評被害等の軽減対策	

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編] 目次

目 次

宮城県地域防災計画 [地震災害対策編]

第29節 応急公用負担等の実施	3-130
・第1 目的　・第2 応急公用負担等の権限　・第3 立入検査等	
・第4 公用令書の交付　・第5 損失補償及び損害補償等	
第30節 ボランティア活動	3-132
・第1 目的　・第2 一般ボランティア　・第3 専門ボランティア	
・第4 NPO/NGOとの連携	
第31節 海外からの支援の受入れ	3-135
・第1 目的　・第2 海外からの救援活動の受入れ　・第3 救援内容の確認	
・第4 関係機関との協力体制	
第4章 災害復旧・復興対策	4- 1
第1節 災害復旧・復興計画	4- 1
・第1 目的　・第2 災害復旧・復興の基本方向の決定等　・第3 災害復旧計画	
・第4 災害復興計画　・第5 災害復興基金の設立等　・第6 復興組織体制の整備	
第2節 生活再建支援	4- 5
・第1 目的　・第2 災害証明の発行　・第3 被災者生活再建支援制度	
・第4 地震保険の活用　・第5 資金の貸付け　・第6 生活保護	
・第7 その他救済制度　・第8 税負担等の軽減　・第9 応急金融対策	
・第10 雇用対策　・第11 相談窓口の設置	
第3節 住宅復旧支援	4- 14
・第1 目的　・第2 一般住宅復興資金の確保　・第3 住宅の建設等	
・第4 防災集団移転促進事業の活用	
第4節 産業復興支援	4- 16
・第1 目的　・第2 中小企業金融対策　・第3 農林漁業金融対策	
・第4 相談窓口の設置	
第5節 都市基盤の復興対策	4- 17
・第1 目的　・第2 防災まちづくり　・第3 想定される計画内容例	
第6節 義援金の受入れ、配分	4- 19
・第1 目的　・第2 受入れ　第3 配分	
第7節 激甚災害の指定	4- 20
・第1 目的　・第2 激甚災害の調査　・第3 激甚災害指定の手続き	
・第4 特別財政援助の交付(申請)手続き　・第5 激甚災害指定基準	
第8節 災害対応の検証	4- 23
・第1 目的　・第2 検証の実施　・第3 検証体制　・第4 検証の対象	
・第5 検証手法　・第6 検証結果の防災対策への反映　・第7 災害教訓の伝承	